

千葉市シェアサイクル実証実験 プロポーザル募集要項

1 事業の目的

シェアサイクルの導入検討にあたり、利用状況、適切な自転車の台数、回遊性の向上、交通行動の変化、サイクルポートの配置、事業の採算性等について検証し、自家用車及び公共交通機関を代替・補完する新たな都市の交通システムとして、シェアサイクルの有効性及び課題を明らかにすることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 事業名 千葉市シェアサイクル実証実験
- (2) 事業内容 「千葉市シェアサイクル実証実験 仕様書」のとおり
- (3) 実施期間 協定締結日から平成31年9月30日まで
- (4) 実施場所 千葉都心エリア（JR 千葉駅を中心とする概ね半径2kmのエリア）及び幕張新都心エリア（JR 海浜幕張駅を中心とする概ね半径2kmのエリア）

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

- ・千葉市が設置する選定委員会において、企画提案書、関係書類及びプレゼンテーションの内容を精査・評価の上、合計点数が最も高い1者を決定する。但し、合計点数が、委員会が定める基準点を下回った場合は、事業者を決定せず、再度、選定を行う場合がある。
- ・提案者が1者の場合も同様の審査を行い、委員会審議の上、決定する。
- ・提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とする。
- ・得点が同点となる提案があった場合は、委員会審議のうえ1者を決定する。
- ・審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに国家戦略特区推進課ホームページで公表する。

(2) 企画提案を選定するための評価項目

- ・基本方針、運営能力・利用者数、運営設備、利用者の利便性、安全・環境対策、地域連携の各項目について評価する。
- ・詳細は別紙「千葉市シェアサイクル実証実験 評価基準」参照。

4 協定の締結

選定された事業者は、千葉市と協議の上、速やかに千葉市シェアサイクル実証実験に関する協定を締結すること。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとする。

- ①応募資格を喪失したとき
- ②提出した書類に虚偽の記載があったとき

- ③正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき
- ④財務状況の悪化等により、業務の履行に支障が生じると判断されるとき
- ⑤社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき
- ⑥その他、市長により、協定の締結が適当でないとして判断されるとき

5 参加資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合の他、以下に定める場合は企画提案参加申込を行うことができないものとする。

- ①手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない場合
- ②当該業務の企画提案書の提出期限の日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない場合
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした場合で同法に基づく裁判所による再生計画認可決定がなされていない場合
- ⑤直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税を滞納している場合
- ⑥千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）及び千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による業者決定日までの間に受けている場合
- ⑦千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他の関係法令に違反している場合
- ⑧千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等または暴力団密接関係者である場合

※ 共同企業体として参加する場合は、構成員においても上記参加資格を満たすこと

6 留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (5) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について、必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ修正を依頼する場合がある。
- (6) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。
- (7) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (8) 採用された企画提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。また、応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づ

き開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

7 業務担当部署

千葉市総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課

住 所 〒260-8722 千葉県千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所 5 階

電話番号 043-245-5346

Fax 番号 043-245-5551

E-mail tokku.POC@city.chiba.lg.jp

8 スケジュール

募集要項の公表・配布	平成29年11月17日（金）から
参加意向申出書の受付	平成29年11月30日（木）まで
質問書の受付	平成29年12月7日（木）まで
質問書の回答	平成29年12月11日（月）まで
企画提案書の受付	平成29年12月19日（火）まで
プレゼンテーション	平成29年12月26日（火）
審査結果通知	平成30年 1月中旬

9 参加手続き

（1）募集要項の配布

○日時 平成29年11月17日（金）から

○場所 国家戦略特区推進課 及び国家戦略特区推進課ホームページ

（2）参加意向申出書の受付

○日時 平成29年11月17日（金）から平成29年11月30日（木）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

○場所 国家戦略特区推進課

○方法 「千葉市シェアサイクル実証実験参加意向申出書（様式第1号）」に所定の事項を記入のうえ、国家戦略特区推進課に持参、郵送又は電子メールにて提出（押印不要）

（3）質問書の受付、回答

○受付日時 平成29年11月17日（金）から平成29年12月7日（木）まで
午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

○受付方法 「千葉市シェアサイクル実証実験に関する質問書（様式第2号）」に記入のうえ、国家戦略特区推進課に持参、郵送又は電子メールにて提出

○回答方法 平成29年12月11日（月）までに国家戦略特区推進課ホームページ上に

回答を掲載

(4) 企画提案書の受付

○日時 平成29年11月17日(金)から平成29年12月19日(火)まで
午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)

○方法 国家戦略特区推進課に持参または郵送(必着)

○部数 ・「千葉市シェアサイクル実証実験に関する企画提案書(様式第3号)」1部

※要押印(社印であれば実印でなくても可)

・その他付属資料、添付資料、プレゼンテーション資料等一式 12部

○必要書類

①千葉市シェアサイクル実証実験企画提案書(様式第3号) 原本1部、コピー11部

②千葉市シェアサイクル実証実験概要(様式第4号) 12部

③千葉市シェアサイクル実証実験事業計画書(様式第5号) 12部

④千葉市シェアサイクル実証実験サイクルポート設置計画書(様式第6号) 12部

⑤事業者の概要、担当部署の組織配置(様式自由) 12部

⑥シェアサイクル事業の実績が分かる資料(様式自由) 12部

⑦自転車及びサイクルポート、ラックの様子が分かる資料(様式自由) 12部

⑧法人の登記事項証明書 原本1部、コピー11部

⑨納税証明書(その1、その2、その3) 直近3事業年度分 原本1部、コピー11部

⑩その他、プレゼンテーションに使用する資料(様式自由) 12部

○企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ・定められた期間内に参加意向申出書を提出していない場合
- ・提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ・提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- ・会社更生法等の適用申請等契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ・審査の公平を害する行為があった場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) プレゼンテーション

○日時 平成29年12月26日(火) 時間未定(予定)

○場所 未定

○注意事項

- ・提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、20分以内とする(質疑応答を除く)。
- ・プレゼンテーションには、紙資料のほか、プロジェクターを使用することができる。
- ・提案者は、必要に応じてPC本体、プロジェクター本体及び接続ケーブルを用意すること。

- ・ プロジェクター本体について、千葉市の所有する機器の使用を希望する場合は、平成29年12月21日（木）までに国家戦略特区推進課へ連絡し、指示を受けること。
- ・ PC本体について、千葉市の所有する機器の使用を希望する場合は、平成29年12月21日（木）までに国家戦略特区推進課へ連絡のうえ、平成29年12月25日（月）までにプレゼンテーション資料のデータを収めたディスク1枚（CD-R又はDVD-Rに限る）を提出すること。

（6）審査結果通知

○日時 平成30年1月中旬

○方法 各提案者に対し結果通知書により通知するとともに、国家戦略特区推進課ホームページにて結果を発表する

○注意事項

- ・ 各提案事業に対する採点結果についてもホームページで公開する

以上

別紙 千葉市シェアサイクル実証実験 評価基準

大分類	小分類	内容
基本方針 (30)	事業運営の基本方針	本市の目的を理解し、事業全体の明確なランドデザインを描いているか
	事業期間ごとの方針	事業開始3か月後及び6か月後など、期間ごとの事業の目標を設定できているか
	地域特性の把握	千葉都心及び幕張新都心の地域特性を把握し、自転車台数やポート設置数等に反映しているか
運営能力・利用者数 (50)	運営実績	シェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか又は類似する事業の運営実績があるか
	運営体制	運営は組織化され、適切な人員が配置されているか
	採算性	本事業単独で採算性が確保されているか
	既存登録者	他都市での運営実績や関連するサービスの提供などにより、千葉市における利用者となり得る者がいるか
	利用者増の取組み	利用者増に向け、どのような取組みを行うか
運営設備 (35)	自転車性能	自転車のデザイン、操作性・耐久性 等
	ポート性能	サイクルポートのデザイン、耐久性 等
	自転車台数及びポート駐輪台数	自転車投入台数、ポートの駐輪可能台数及び両者のバランスは適切か
	ポートの設置場所	ポートの設置場所及び駐輪可能台数は適切か
	自転車及びポートのメンテナンス	自転車とサイクルポートのメンテナンスはどのように実施するか
	ポートの設置・撤去	ポートは速やかに設置及び撤去可能か
	自転車の再配置	ポート間での自転車の偏在に対し、どのように再配置を行うか
利便性 (35)	登録方法	利用登録は容易で、多くの利用者が登録できるか
	空き状況の確認方法	自転車・ポートの空き情報を容易に確認できるか
	利用方法	自転車の開錠・施錠等は容易にできるか、一時駐輪は可能か
	決済方法	自転車利用料の決済は容易で、複数の決済方法を選択できるか
	利用料金	利用者が利用しやすい料金設定となっているか
	多言語対応	日本語のほか、多言語に対応しているか
	制度周知・マナー啓発	周知・広報及び利用者へのマナー啓発の方法
安全・環境対策 (50)	自転車・ポートの安全性	自転車及びポートは、利用者や周辺への安全性に配慮されているか
	緊急時の対応	事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法はどうか
	保険内容	加入する保険の内容はどうか
	違法駐輪対策	違法駐輪対策としてどのような事を実施するのか
	個人情報の管理	個人情報の管理方法及び管理体制は適正か
地域連携 (40)	提供可能データ	千葉市にどのようなデータを提供できるのか
	新規性・拡張性	市民や地域に、新たなサービス等を提供できるか
	地域事業者との連携	地域事業者との連携等により、地域経済の活性化につながるか
	本市施策との連携	交通、経済、観光等、本市の施策との連携をどう考えているか
実証実験後の展開	実証実験後の事業計画をどのように考えているか	
合計 (240)	32 項目	